

(参考)標準引越運送約款等の改正の背景

1. 標準引越運送約款の適用対象の拡大について(改正概要①参照)

- 今後、単独世帯数の増加が見込まれ、1台のトラックで複数の引越利用者の荷物を運送する積合せ運送による引越の増加が予想される。
- 積合せ運送による引越についても、見積もりを行うなど通常の1台貸切りによる引越運送と同様の形態となっている。

2. 見積書の記載内容の確認日及び 解約・延期手数料について(改正概要②参照)

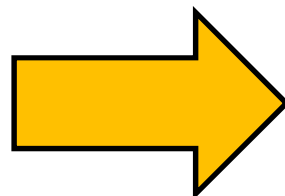
- 運転者不足等が課題となっており、人や車両の確保が非常に困難となっている。
- 引越事業者は引越の3日前以前から車両及び作業員の手配を行っている場合もあり、2日前の時点で解約・延期が生じた場合、他の仕事を受注することが困難であることから、引越の2日前～当日に解約・延期が生じた場合には、運転者や作業員を他で活用することが難しく、損失が発生している。
- 他のモードと比較しても引越約款における解約・延期手数料率は低く設定されている。

(参考)標準引越運送約款の改正概要①

1. 標準引越運送約款の適用範囲が拡大されます。

改正前

車両を貸切って行う引越
(イメージ①)



改正後

車両を貸切って行う引越(イメージ①)
+
1台で複数の引越を行う場合の
引越運送(イメージ②)

<イメージ①:貸切引越のイメージ>



<イメージ②:積合せ運送による引越のイメージ>



改正における留意点

○ロールボックスパレット等の容器単位での価格設定となっている単身者向け引越サービス等については、引越運送約款によらない旨を引越事業者が予め告知した場合は適用されません。

<単身者向け引越に使用されるロールボックスパレット等のイメージ>

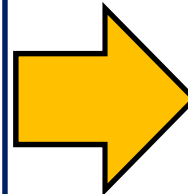


2. 見積書記載内容の確認日及び解約・延期手数料率が変わります。

①見積書の内容の確認日について

改正前

見積書に記載した荷物の受取日の二日前までに、見積書の記載内容の変更の有無等について確認



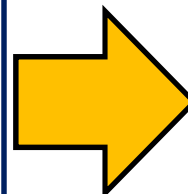
改正後

見積書に記載した荷物の受取日の三日前までに、見積書の記載内容の変更の有無等について確認

②解約・延期手数料について

改正前

- 引越当日の解約・延期
→運賃の20%以内
- 引越前日の解約・延期
→運賃の10%以内
- 引越前々日の解約・延期
→無し



改正後

- 引越当日の解約・延期
→運賃及び料金の50%以内
- 引越前日の解約・延期
→運賃及び料金の30%以内
- 引越前々日の解約・延期
→運賃及び料金の20%以内